平成２５年（フ）第３８２号
金沢市新保本１丁目379番地、従前の住所金沢市保古１丁目266番地２
債務者　黒田　史隆
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２８０号
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島32―12、住民票上の住所神戸市長田区御屋敷通４丁目１番24―1305号
債務者　中島　正明
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１５号
福井県越前市稲寄町第３号10番地の１　レオパレス式部108
債務者　久保　　健
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２６号
福井市加茂河原３丁目９番23号　加茂ハイツ205号
債務者　吉澤　繁治
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４６２号
岐阜市若松町40番地９　松尾アパート
債務者　宇佐美庄太郎
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４６３号
岐阜市若松町40番地９　松尾アパート
債務者　宇佐美和子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２０６８号
名古屋市港区泰明町２丁目13番地　新泰明荘２棟609号
債務者　坂本　有希
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２９１号
愛知県長久手市城屋敷323番地　Ｐａｓｔｅｌ　Ｈｏｕｓｅ207号
債務者　西村　文博
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３０７号
愛知県海部郡蟹江町富吉３丁目213番地
債務者　関山　久敏
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４０号
三重県津市白山町上ノ村１番地69、前住所大阪府大東市北条１丁目６番10号　スターリーヒル403号
債務者　磯田　英治
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４０号
滋賀県野洲市小篠原481番地　市営住宅小篠原団地112号
債務者　澤山　光子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９０号
滋賀県守山市千代町74番地５　グッドラック千代Ｃ号、前住所滋賀県守山市梅田町５番１1007号
債務者　竹内勢津子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１８号
滋賀県甲賀市甲賀町滝2281番地―101号、前住所滋賀県甲賀市甲賀町相模116番地３―406号
債務者　岡山　和人
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２６号
大津市森１丁目10番３号　服部方、住民票上の住所滋賀県栗東市大橋６丁目６番５―102号
債務者　山本　廣司
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１５号
広島市安芸区矢野西１丁目19番５―102号
債務者　三村由利江
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１０７号
広島市中区南竹屋町５番８号　グループホームきぼうの杜
債務者　中津　禮子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３８号
福岡県飯塚市花瀬152番地１　ベネッセＴＯＭＯ―Ａ号
債務者　澤村　　豪
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部